

II 別紙 短期入所利用料

(1) 介護保険給付対象となるサービス等

(1日単位：円)

介護度とサービス利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
自己負担1割	529	656	704	772	847	918	987
自己負担2割	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
自己負担3割	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
送迎加算 送迎を行った場合に加算します。							片道につき 184単位
療養食加算 医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合に加算します。							1食につき 8単位
サービス提供体制強化加算（I） 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置した場合に加算します。							1日につき 22単位
看護体制加算（III）ロ 常勤の看護師を1名以上配置し、利用者総数のうち要介護3以上の者が7割以上の場合に加算します。*介護予防での算定はありません。							1日につき 6単位
夜勤職員配置加算（II）イ 夜間帯（午後10時～翌日の午前5時を含む16時間）の介護職員または看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。*介護予防での算定はありません。							1日につき 18単位
緊急短期入所受入加算 利用者や家族の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活を受けることが必要と認めたものに対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（7日限度、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日限度）に加算します。*介護予防での算定はありません。							1日につき 90単位
長期利用者に対する短期入所生活介護 連続して30日を超えて同一事業所を利用している場合に減算します。*連続して60日を超える場合は施設入所と同等（別紙I）となります。							1日につき -30単位
看取り連携体制加算 看護体制確保および対応方針を定め、看取り期のサービス提供を行った場合（死亡日および以前30日以下に限り）加算します。							1日につき 64単位

口腔連携強化加算	1回につき
口腔の健康状態の評価と情報提供した場合に月1回を限度に加算します。	50単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	加算率
基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。	14%

< 高額介護サービス費の制度 >

課税所得に応じて月額 44,400 円（一定年収以上は 93,000 円若しくは 140,100 円）（市町村民税世帯非課税者等は 15,000 円若しくは 24,600 円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2,006円
食費	1日あたり	1,445円
理容サービス	カット代、顔そり代	実費
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費	
複写物	1枚につき	10円
日常生活品	購入代金実費（おむつ代は除く）	
電化製品（テレビ等）	1件につき	1日 50円

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※居住費・食費については、「介護保険負担限度額認定証」の提示により次表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担段階	対象者	居住費負担限度額	食費負担限度額
第1段階	生活保護受給者 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	市町村民税が非課税で、年金収入等が80万以下、預貯金等が単身650万円(夫婦1650万円)以下の方	1日につき 820円	1日につき 600円
第3段階 ①	市町村民税が非課税で、年金収入等が80万円超120万円以下、預貯金等が単身550万円(夫婦1550万円)以下の方	1日につき 1,310円	1日につき 1,000円
第3段階 ②	市町村民税が非課税で、年金収入等が120万円超、預貯金額が単身で500万円(夫婦1500万円)以下の方	1日につき 1,310円	1日につき 1,300円
第4段階	上記以外の方	1日につき 2,006円	1日につき 1,445円